

## 第 編 徵 収 編

- 16 国 税 徵 収
- 17 還 付 金
- 18 国 税 滯 納

## 16 ~ 18 徴収関係各表

統計表を見る方のために

1 この章は、平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間の国税の徴収、滞納等の事績を示したものである。

## 2 徴収

## (1) 徴収状況

平成15年度の国税の徴収決定済額、収納済額及び収納未済額等の状況を示した。

徴収決定済額とは、納税義務の確定した国税で、その事実の確認(徴収決定)を終了した金額をいう。

収納済額とは、収納された国税の金額をいう。

不納欠損額とは、滞納処分の停止後3年経過及び消滅時効の完成等の事由により、納税義務が消滅した国税の金額をいう。

収納未済額とは、徴収決定済額のうち、収納及び不納欠損を終了しない金額をいう。

計数間の関係については、次のとおりである。

$$\boxed{\text{徴収決定済額}} - (\boxed{\text{収納済額}} + \boxed{\text{不納欠損額}}) = \boxed{\text{収納未済額}}$$

## (2) 物納

平成15年度の相続税の物納について、申請、許可、収納等の状況を示した。

収納済額とは、国に完全に所有権が移転された物納財産の金額をいう。

引継額とは、収納済の物納財産を財務局へ引き渡した金額をいう。

計数間の関係については、次のとおりである。

$$\text{イ} \quad (\boxed{\text{前年度許可未済額}} + \boxed{\text{本年度申請額}}) - (\boxed{\text{取下、却下等の額}} + \boxed{\text{許可額}}) = \boxed{\text{許可未済額}}$$

$$\text{ロ} \quad (\boxed{\text{許可額}} (\text{本書}) + \boxed{\text{前年度収納未済額}}) - \boxed{\text{収納済額}} (\text{本書}) = \boxed{\text{収納未済額}}$$

$$\text{ハ} \quad (\boxed{\text{前年度引継未済額}} + \boxed{\text{収納済額}}) - \boxed{\text{引継額}} = \boxed{\text{引継未済額}}$$

$$(\boxed{\text{収納済額}} (\text{本書及び外書}) + \boxed{\text{前年度引継未済額}}) - \boxed{\text{引継額}} = \boxed{\text{引継未済額}}$$

## (3) 年賦延納

平成15年度の相続税及び贈与税の年賦延納並びに所得税(所得税法第132条の規定によるもの)の延納について、申請、許可、収納等の状況を示した。

計数間の関係については、次のとおりである。

$$\text{イ} \quad (\boxed{\text{前年度許可未済額}} + \boxed{\text{本年度申請額}}) - (\boxed{\text{取下、却下等の額}} + \boxed{\text{許可額}}) = \boxed{\text{許可未済額}}$$

$$\text{ロ} \quad \left. \begin{array}{l} \boxed{\text{徴収決定済額}} \\ \left\{ \begin{array}{l} \text{前年度以前許可分} = (\text{前年度繰越収納未済額}) + (\text{前年度繰越延納額}) - (\text{許可取消額}) - \boxed{\text{徴収決定未済額}} \\ \text{本年度許可分} = \boxed{\text{本年度許可額}} - (\text{徴収決定未済額}) \end{array} \right. \end{array} \right\}$$

$$\text{ハ} \quad \boxed{\text{徴収決定済額}} = (\boxed{\text{収納済額}}) + \boxed{\text{収納未済額}}$$

## (4) 振替納税

平成16年3月31日における振替納税の状況を掲げた。

## 3 還付金

平成15年度の還付金等(還付金及び過誤納金)の支払いの状況を示した。

還付金とは、年税額より予定納税額や中間納付税額等が過大になる場合、税額控除の際に控除不足が生じた場合、あるいは純損失の繰戻しが行われる場合等に、国税を還付する金額をいう。

過誤納金とは、国税の納付があった場合に生ずる国の不当利得の返還金であり、次の二つに分かれている。

- (1) 過納金..... 申告又は課税処分時の納付税額が誤って過大であったため、後になって、その納付税額が消滅(減額更正、課税処分の取り消し等)するに至った場合に発生する金額
- (2) 誤納金..... 確定した納付税額を超えて納付された金額

4 国税滞納

平成15年度の滞納の繰越、新規発生及び処理等の状況を示した。

滞納処分とは、納税者が納付すべき国税を納付の期限までに完納しない場合において、滞納者の財産を差し押さえ、その差し押さえた財産を換価し、その換価代金から国税を徴収する一連の滞納処分手続をいう。

なお、計数の中に地方消費税は含まない。

計数間の関係については、次のとおりである。

$$\boxed{\text{発生の状況}} - \boxed{\text{整理済滞納}} = \boxed{\text{整理中の滞納}}$$

5 統計表の収録一覧

統計表	分類方法	調査項目						調査方法
		徴収決定済額	収納済額	不納欠損額	収納未済額	件数	税額等員	
16 国税徴収								
16-1 徴収状況								全数調査
(1) 徴収状況	税目別、本年度・繰越分別							
(2) 税務署別徴収状況	税目別							
16-2 物納及び年賦延納								全数調査
(1) 物納状況								
(2) 物納状況の累年比較								
(3) 年賦延納状況	税目別							
(4) 年賦延納の累年比較								
16-3 振替納税								全数調査
(1) 振替納税(申告所得税)の利用状況								
(2) 税務署別振替納税(申告所得税)の利用状況								
17 還付金								全数調査
(1) 還付金の支払決定の状況(税目別)	税目別・税務署別							
(2) " (税務署別)								
18 国税滞納								全数調査
(1) 税務署別滞納状況								
(2) 滞納状況	税目別							